

企画展「与謝野寛・晶子と富士山、静岡の文学」展示作品輸送等業務契約書

静岡県富士山世界遺産センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義、誠実をもって、この契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次の業務（以下「業務」という。）の処理を乙に依頼し、乙はこれを受託する。

2 業務の内容は、企画展「与謝野寛・晶子と富士山、静岡の文学」展示作品輸送等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

（注意義務及び契約期間）

第3条 乙は、甲が定める仕様書に基づき、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない。

2 乙は、業務を行うにあたっては、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）等の関係法令を守り、事故防止に特に配慮し、業務を遂行しなければならない。

3 この業務契約期間は、契約日から令和4年9月30日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適當な箇所があると認めるとき、又は、この契約締結後の事情の変化により、業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て、必要な指示を受けなければならない。

2 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとする時は、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（業務料及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し業務を遂行するための費用（以下「業務料」という。）として、金円（消費税及び地方消費税相当額金円を含む。）を支払うものとする。

2 前項の業務料は、業務終了後、乙が甲に請求し、甲はこの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（業務状況の調査確認）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して業務の状況を報告させ、また自らその状況を調査することができる。

（業務完了報告書等の提出）

第7条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書を別記1の様式により、甲に提出して承認を得なければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、第三者に対して業務の一部又は全部の実施を委託し、もしくは請負わ

せ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(臨機の措置)

第9条 乙は、業務遂行上、特に必要と認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置を速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、業務遂行上緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して必要な措置をとることができる。この場合において乙はただちにこれに応じなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反する行為をしたとき。

(2) この契約締結後の事情の変化によりこの業務を処理させる必要がなくなったとき。

(3) 次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 契約を解除したときは、乙は違約金として、第5条第1項に規定する業務料の10分の1に相当する金額を、甲が指定する方法により、甲の指定する期日までに、甲に支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、業務実施中において、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

2 乙は、前項における義務を履行するため、作品に損害保険を掛けるものとする。

3 保険は、梱包、開梱、輸送、展示作業、その他作品の取扱い並びに、展示中において生じる可能性のあるすべての危険性を担保するものとする。

4 保険は、作品の取扱いにおいて、過失により作品を損傷、滅失、若しくは、紛失させた者に対する保険会社の請求権を放棄したものとする。

(合意管轄)

第 12 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第 14 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県富士宮市宮町 5-12
静岡県富士山世界遺産センター
副館長 滝 正晴

(乙)

別記1

業 務 完 了 報 告 書

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1 業務の名称 | 企画展「与謝野寛・晶子と富士山、静岡の文学」展示作品輸送等業務 |
| 2 業務内容 | 契約書記載のとおり |
| 3 履行期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |
| 4 完了年月日 | 令和 年 月 日 |
| 5 契約金額 | ¥ ー |

上記のとおり完了したので報告します。

令和 年 月 日

静岡県富士山世界遺産センター副館長 様

受託者 住 所
名 称
氏 名

別記2

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。